

## 第4回専門部会における指摘事項について

### ■第4回専門部会の議事要旨(抜粋)

|   | 質問等要旨   | 回答要旨  |
|---|---|---|
| ① | <p>(吉田委員)</p> <p>河川の水質について、<u>ホウ素は農業由来の可能性も示唆されており、農耕地からの流出がない河川において、ホウ素が出ていないという調査結果を示してほしい。</u></p>   | <p>(事務局)</p> <p><u>準備書第4章で河川の調査結果を示しておりますので、少し見せ方を工夫するなどして説明してまいります。</u></p>  |
| ② | <p>(吉田委員)</p> <p>河川の調査結果に、<u>自然由来の土壤汚染を示唆するものが全くなければよかったのだが、(ほう素について)全国平均レベルの濃度ではあるものの水質データで確認されるため、現状、土壤汚染が生じる可能性がないとは言い切れない。</u></p> <p><u>愛知県に対し、国のマニュアルにない調査項目を準備書に追加することまでは求めないが、今後、調査して汚染土壤が確認された場合にどのように対応するのか。想定されるケースについて説明資料を作成してほしい。</u></p> | <p>(事務局)</p> <p>先ほど吉田委員からご指摘の河川の調査結果は、梅田川の南に位置する支流の浜田川の調査地点で確認されたホウ素のことかと存じます。ホウ素はご存知のとおり農業由来である可能性も示唆されており、検出されている浜田川周辺は農耕地が広がっております。これら調査結果からは、<u>ただちにトンネル施工範囲の地盤にホウ素の由来があるものとは考えておりません。</u>また、事業実施前の現段階では、<u>事業で行う対応内容の詳細を示すことは難しく、一般的な対応としてトンネル工事を実施するまでにどのような対策を行うのか、フロー図などの資料をもって次回専門部会にご説明したいと思っております。</u></p> |
| ③ | <p>(土壌汚染への指摘事項に対し)</p>  | <p>(事務局)</p> <p><u>事業実施段階における土壌汚染の対応については、準備書第3章の一般的な環境保全の方針で記載を検討してまいります。</u></p>  |

# 文献調査における確認状況(ほう素)について

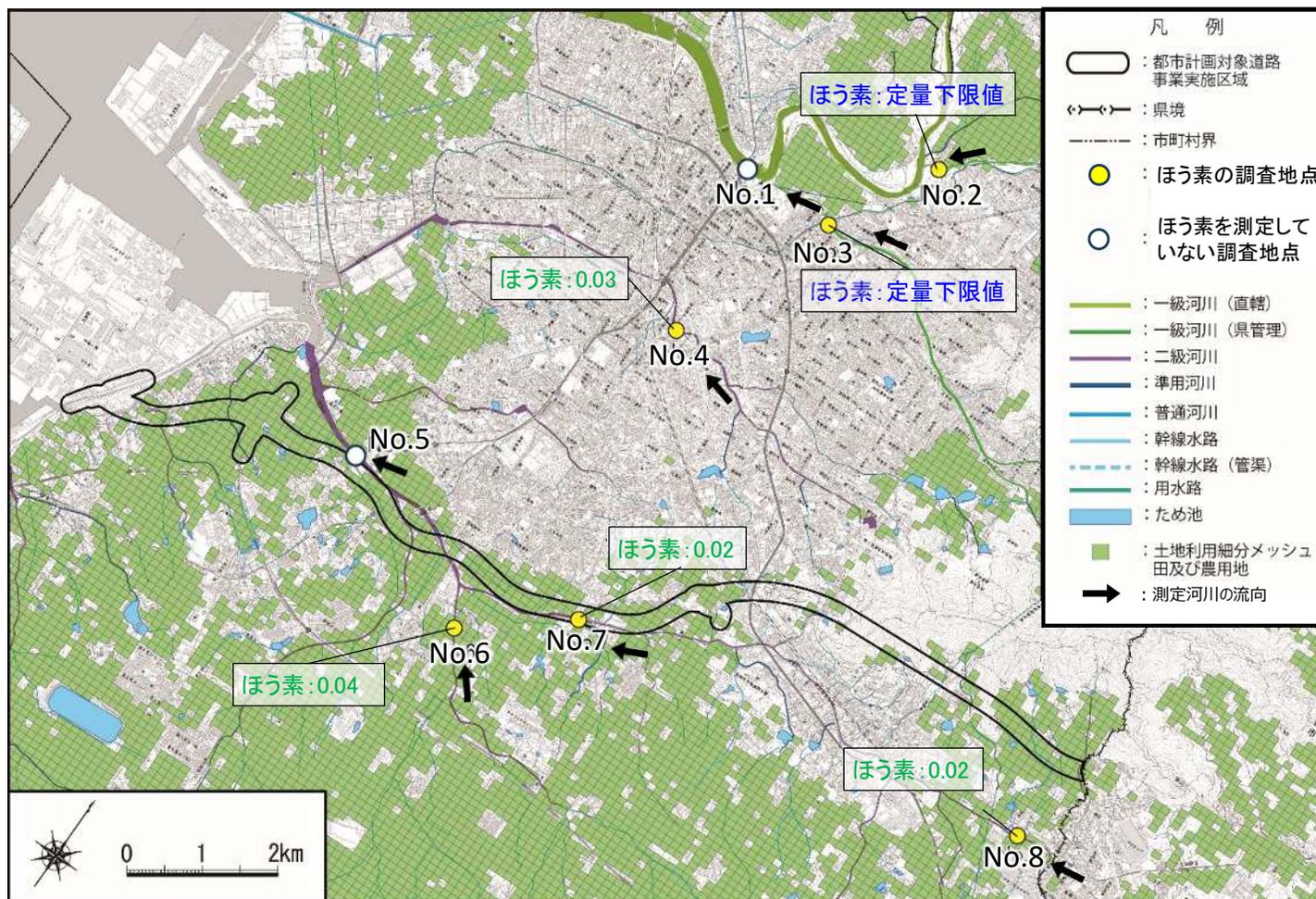
## ■ ① 周辺河川における既往測定結果について

- ・事業実施区域周辺では、4地点でほう素が検出されているが、いずれも環境基準値を大幅に下回っており、定量下限値を僅かに上回る程度のごく微量である。
- ・測定地点No.1～No.4の周囲は比較的農用地の少ない地域、一方でNo.5～No.8の周囲は、農用地が比較的が多い地域となっている。
- ・同一河川において、上流部(No.8)と下流部(No.7)での濃度差は見られない。※源流部で濃度が高い現象は確認されない。

| No.   | 水域   | 地点   | 測定結果                        |
|-------|------|------|-----------------------------|
|       |      |      | ほう素<br>(定量下限値)<br><0.02mg/L |
| 1     | 豊川下流 | 吉田大橋 | —                           |
| 2     | 神田川  | 神田川橋 | 定量下限値                       |
| 3     | 朝倉川  | 境橋   | 定量下限値                       |
| 4     | 柳生川  | 下立合橋 | 0.03                        |
| 5     | 梅田川  | 植田橋  | —                           |
| 6     | 浜田川  | 佐久良橋 | 0.04                        |
| 7     | 梅田川  | 御厩橋  | 0.02                        |
| 8     | 梅田川  | 飛越橋  | 0.02                        |
| 環境基準値 |      |      | 1mg/L<br>以下                 |

※—：測定していないことを示す

凡例  
青字：定量下限値  
緑字：検出

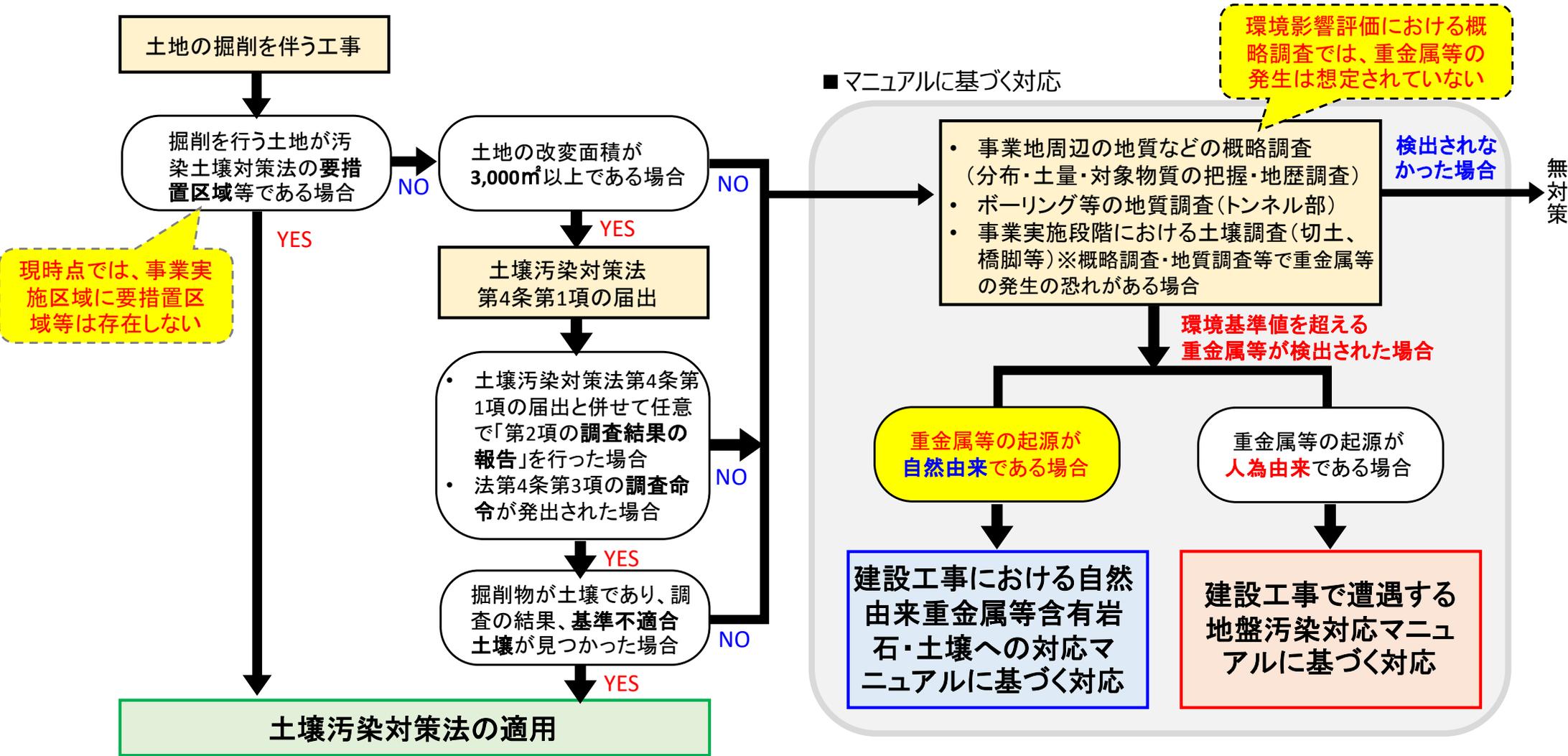


# 事業化後の土壌汚染等に係る一般的な流れ（自然由来重金属マニュアルの適用の判断）

## ■ ②土壌汚染対策法やマニュアルの適用の判断の流れについて

⇒事業化後、土地の改変面積等が確定した後に、以下のフローに基づき法的な対応かマニュアルに基づく対応のいずれかを判断。

⇒土壌汚染対策法の適用とならない場合も、マニュアルに基づいて調査を行い、必要に応じて対策やモニタリングを実施する方針である。



出典：建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年版)を参考に作成

# 環境影響評価項目(土壌)の選定について

## ■ H24年版技術手法における「土壌」の記載内容

### 11.1.3 項目の選定

項目の選定は、土壌汚染・地下水汚染が存在するおそれがある土地において土地の形質変更や地下水の改変などにより、土壌汚染・地下水汚染を拡散させる可能性がある行為を実施する場合<sup>※1</sup>を行う。なお、当該事業において「配慮書段階の検討」を行い、本項目を計画段階配慮事項<sup>\*2</sup>に選定した場合は、「配慮書段階の検討」における結果を踏まえる<sup>\*3</sup>。

環境影響を受けるおそれがある地域は土地の形質変更や地下水の改変などを行う地域（対象道路事業実施区域）及びその周辺とする。

- ※1
- 対象道路事業実施区域に土壌汚染・地下水汚染が存在するおそれがある土地が存在し、そこで掘削等を行い、土地の形質変更や地下水の改変などが生じる場合、本項目を選定し、選定する場合には、その理由を明らかにするものとする。
  - ただし、「土壌汚染対策法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル[改訂版]」、「建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]」、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル[暫定版]」、「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」に基づいて対応する場合には、環境への影響は極めて小さいと考えられることから、項目として選定する必要がないと考えられる。

→ 文献調査では、周辺で土壌汚染や地下水汚染が存在するおそれがある土地は確認されていない。

→ 今後、汚染等が確認された場合も、左記の法律およびマニュアル等に基づいて対応することを想定しており、項目選定の必要はない。

- 上記の整理から、本事業では環境影響評価項目として、「土壌」を選定していません。
- 準備書の「道路事業における一般的な環境保全の方針」において、土壌汚染への対応方針を分かりやすく追記します。

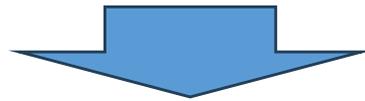
## ■ ③ 準備書への追記案について

- 第4回専門部会での指摘受け、準備書第3章「都市計画対象道路事業の目的及び内容」のうち、「道路事業における一般的な環境保全の方針」の記載内容を一部見直し

### 【準備書における現状の記載内容】

#### (1) 道路事業における一般的な環境保全の方針

10. 工事中に汚染土壌の存在に係る情報及び事実が確認された場合には、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)の規定に準じて対処します。



### 【準備書における追記文案】

#### (1) 道路事業における一般的な環境保全の方針

10. ~~工事中に~~事業実施段階において汚染土壌の存在に係る情報及び事実が確認された場合には、「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号、最終改正:令和4年6月17日法律第68号)などの規定に準じて対処します。

また、地質調査等により環境基準値を超える重金属等が確認された場合には、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル」等に基づき、適切に対応します。